

道路植栽伐採業務委託 特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、熊本県道路公社が発注する道路植栽伐採業務委託に適用する。

2 本業務委託は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下によるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（平成31年4月）
- (2) 植栽工事共通仕様書（平成16年4月）
- (3) 公共施設緑化ガイドライン（平成14年3月）
- (4) 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）
- (5) 街路樹維持管理・改善マニュアル（平成24年3月）

(用語の定義)

第2条 作業計画とは、土木工事共通仕様書に規定する施工計画書をいう。

2 業務開始日とは、履行の始期日をいう。

3 委託業務の着手とは、作業の指示を受けて作業を実施することができる作業体制が確立したときをいう。

4 委託業務の完了とは、履行期間が完了したときをいう。

5 作業とは、道路植栽伐採業務における個別の項目をいう。

6 監督職員とは、契約書第7条に規定する監督員をいう。

(作業計画)

第3条 受託者は、委託契約締結後速やかに発注者と協議を行い効率的な作業ができるように作業計画を定めるものとし、作業実施に必要な作業計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合、次の事項について記載するものとする。なお、変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 業務の概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 緊急時の連絡体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) その他、作業実施にあたり必要な事項で監督職員が指示したもの。

(委託業務の着手)

第4条 委託業務に着手したときは、速やかに業務着手届を提出しなければならない。

2 作業計画に基づき、緊急の作業が発生した場合、速やかに作業の実施ができる体制を確立しておかなければならない。

(現場責任者)

第5条 現場責任者は、作業現場に常駐しなければならない。ただし、常駐できない事情が発生した場合は、現場責任者と同等又はそれ以上の資格を有する者が代行できるものとする。

(作業内容)

第6条 松島有料道路の管理事務所周辺、本線植樹帯及び法面等の枯損木の伐採とする。

(作業方法)

第7条 枯損木伐採

1. 伐採木については、作業前に枯損木調査を行い監督員からの指示を受けること。
また、投光器、クレーン・高所作業車賃料及び処分費については、見込み数量を計上しているので実績に基づき協議を行うものとする。
2. 伐採木等の処理については、下記施設を見込んでいる。
 - ・施設名：(株)天草リサイクルセンター
 - ・場所：熊本県上天草市松島町今泉 4289-13

(作業工程)

- 第8条 伐採作業（夜間）については、通行止により実施することを原則とする。
- ・通行止時間帯等については、令和7年12月3日から12月5日及び令和8年1月26日から1月30日を予定している。
 - ・通行止時間は平日夜間21：00～5：00を予定している。
- また、伐採作業（昼間）については、本線に影響のない箇所を考えている。
- ・時間は平日夜間8：30～17：00を予定している。

(安全対策)

第9条 受託者は、作業方法について、事前に監督職員と協議するものとする。また、作業中は、バリケード等の安全施設、看板等を設け、通行車両及び通行人に注意するとともに、必要に応じ交通整理員を配置すること。この場合、安全標識の設置等については、「工事現場における安全標識の設置基準」に準じるものとする。

(出来形管理及び設計変更)

- 第10条 出来形管理は、写真により行うものとする。また、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 写真については、別紙「写真管理上の留意点」を参考とすること。
 - 3 作業完了後、監督職員が確認した出来形数量のうち、設計図書に計上されていない作業については、協議のうえ、設計変更の対象とするものとする。

(出来形確認)

- 第11条 受託者は、作業終了後速やかに作業終了確認願を2部提出し、出来形確認を受けなければならない。（様式－5）
- 2 監督職員は、受託者から作業終了確認願が提出された場合は、速やかに出来形の確認を行い、作業終了確認願に押印し受託者に1部返却するものとする。
 - 3 出来形確認は、監督職員、又はその代理のものが行うものとする。

(検査)

第12条 検査については、業務委託契約書第14条によるものとする。

(その他)

第13条 この特記仕様書に疑義を生じた場合及び定めのない事項については、その都度委託者、受託者が協議し解決するものとする。

(諸経費)

第14条 本業務委託の諸経費率は30%とする。

第15条 緊急連絡先について

1 休日等の緊急連絡先

①現場での事故等が夜間及び土・日、祝日に発生した場合は、負傷の有無に関わらず速やかに下記の緊急連絡先に連絡するものとする。

(電話番号等については、契約後速やかに監督員から情報を得ること)

②下記緊急連絡先は施工計画書内に記載するものとし、併せて現場代理人、主任技術者、監理技術者に周知徹底を行うこととする。

③下記緊急連絡先は、夜間及び土・日、祝日の場合のみとし、平日の開庁時の利用は行わないこととする。

④下記緊急連絡先は、上記①以外の目的での使用及び悪用してはならない。

【緊急連絡先】

I 連絡順位1位(監督員)

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

II 連絡順位2位(監督員の所属課長)

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (有料道路課長)

III 連絡順位3位(その他)

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

<連絡手順>

上記連絡者の何れかと必ず連絡が取れるまで継続的に電話し続ける。

また、連絡が取れなかった場合でも、電話を掛けた相手の「留守番電話」「伝言メモ」に必ずメッセージを残すこととする。

※1

公社が発注する工事現場内において、建設事故または公衆災害が発生した場合。

(公衆災害：一般通行車両や自転車、歩行者等の事故)

第16条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

(1) 本工事は、令和7年10月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。

(2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第17条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

(1) 本工事は、令和7年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。

(2) ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。

第18条 週休2日試行工事

本工事は週休2日試行工事（週休2日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和7年8月15日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。入札公告に示した予定価格は、「4週8休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休2日（土日）または補正無しに変更するものとする。 ※熊本県の週休2日試行工事に関するホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

事業を受注される元請業者の皆様へ

ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項

- ① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと
- ② 過積載をおこなっている資材納入業者から、資材を購入しないこと
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること
- ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること
- ⑤ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること
- ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること
- ⑦ ①から⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること